

拡幅整備

令和7年度よりオンライン申請始めました!

を補助します!

[大阪市狭あい道路拡幅促進整備事業]

対象敷地

重点対策地区(裏面参照)内の、建築基準法第42条第2項および附則第5項に基づく道路に接する敷地

※ただし、次に掲げるもの等は除く。

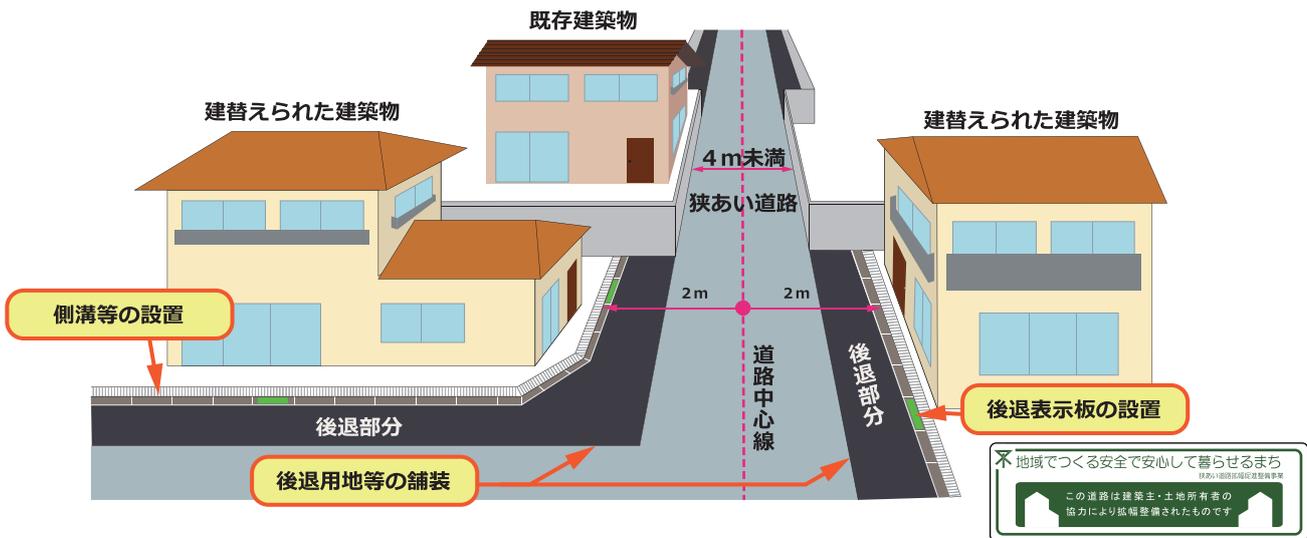
- ・既に道路中心線から2m後退が済んでいるもの
- ・敷地面積が500㎡を超えるもの
- ・開発行為を伴うもの
- ・位置指定道路の築造を伴うもの
- ・他の事業によって拡幅または整備されるもの

補助対象経費・補助率

後退用地等を道路として整備する際に、以下の項目に要する費用の2/3以内

- ・側溝、側溝蓋および集水桝の整備費
- ・道路境界石の整備費
- ・道路舗装費(最大で道路中心線まで)
- ・後退用地等にある支障物の撤去費

※補助対象項目ごとに限度額があります。



補助金の算定方法

補助金は①・②のうち、低い方の額(千円未満切捨)となります。

①補助対象となる見積金額※1(消費税抜)×2/3

※1 後退用地における道路の整備工事費用と支障物の撤去工事費用の合計額

②(補助限度額単価※2×数量)の合計額×2/3

※2 下記URLリンク先に添付の補助制度パンフレット(P4)をご参照ください。



「狭あい道路拡幅促進整備事業」ホームページ

▶<https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html#syousasshi>

補助金の算定例

(例) [道路面積14㎡の道路舗装
・ 総延長8mの道路境界石、U型側溝、側溝蓋の設置
・ 1か所の集水桝の新設
を行う場合

(後退用地の拡幅整備にかかる工事の見積金額が72万円と仮定)

① 見積金額 720,000円×2/3=480,000円

② 補助対象の合計金額 451,800×2/3=301,200円
≒301,000円

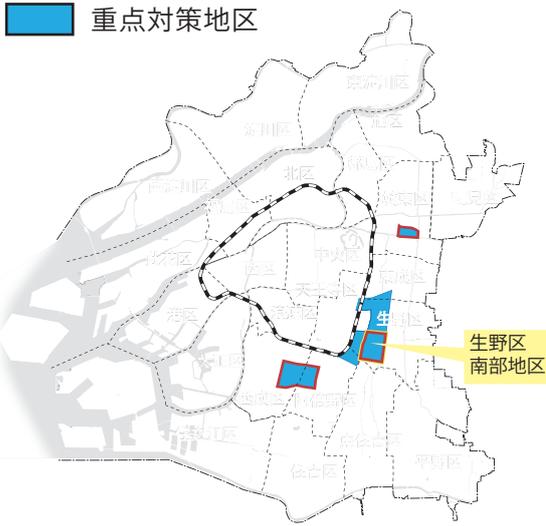
(補助対象の合計金額)

14㎡×14,700円/㎡+8m×7,300円/m+8m×11,400円/m
+8m×4,900円/m+1か所×57,200円/か所=451,800円

補助金は①・②のうち低い方の②の301,000円となります。

紙面の都合上、省略している部分がありますので、詳しくは相談窓口(裏面参照)へお問い合わせください。

対象エリア



上図の **■** のエリア(右表の網かけのエリア)は令和8年度より補助制度の対象外となります。ご注意ください。

区名	町丁名
城東区	鴨野東3丁目、天王田
東成区	大今里西3丁目、玉津3丁目、東小橋3丁目(15~20番(岩崎橋今里線(千日前通)以南))
天王寺区	下味原町、東上町
生野区	生野西1~4丁目、勝山北3~5丁目、勝山南1~2丁目、鶴橋1~5丁目、中川西1~3丁目、林寺1丁目、桃谷2丁目(5番の一部(生玉片江線以北))、桃谷3~5丁目
生野区南部地区	生野東1~4丁目、勝山南3~4丁目、舍利寺1~3丁目、林寺2丁目(1~16番、17番の一部、18番(生野線以北))、林寺3丁目、林寺5丁目
阿倍野区	阿倍野筋4丁目(18~24番)、阿倍野筋5丁目(10~13番)、阿倍野元町(1~2番(木津川平野線(松虫通)以北))、共立通1~2丁目、天王寺町北1丁目(1~5番、6番の一部、7~10番(天王寺吾彦線以东))、天王寺町北2~3丁目、天王寺町南1丁目(1番)、天王寺町南2丁目(1番、2番、5番、6番)、天王寺町南3丁目(1番)、松虫通1丁目(1~12番(木津川平野線(松虫通)以北))、松虫通2丁目、松虫通3丁目(1~4番、8番(木津川平野線(松虫通)以北))、丸山通1~2丁目
西成区	岸里1丁目、聖天下1~2丁目、天下茶屋1~3丁目、天下茶屋東1~2丁目、花園南1~2丁目

主な注意事項

- 令和7年度よりオンライン申請ができるようになりました。
アクセスはこちら⇒ 
- 手続きには時間がかかりますので、お早めにご相談ください。
- 交付申請前に事前協議が必要です。その際、狭あい道路整備事前協議書を提出してください。
- 補助金の交付申請前に拡幅整備の契約をした場合は、原則補助金を申請することができません。(交付申請前に契約をした場合であっても、工事着手までに十分な期間がある場合は申請できる場合がありますので、ご相談ください。)
- 12月26日までに交付申請手続きを行い、2月27日までに工事を完了してください。
- 現況道路内の支障物の撤去費及び消費税等は補助の対象外となります。
- 補助金額については、予算の範囲内の額となります。
- この補助金は、所得税法上、確定申告により総収入金額に算入しなくてもよい場合があります。詳しくは、税務署へお問い合わせください。

拡幅整備後の後退用地等について

- 原則、後退用地およびすみ切り用地については、大阪市への所有権移転は行わず、整備完了後もその土地の所有者の方に維持管理していただきます。
- 補助を受けて整備した後退用地等には、大阪市が支給する後退表示板を設置していただきます。
- 整備した後退用地およびすみ切り用地に対する固定資産税・都市計画税は非課税などの適用が受けられます。(ただし、利用状況によっては非課税などの適用を受けられない場合があります。)なお、非課税申告などの手続きは、対象敷地がある区を担当する市税事務所の固定資産税(土地)担当までお問い合わせください。

ご相談・お問い合わせ

生野区南部地区以外でのご相談・お問い合わせ

大阪市都市整備局住環境整備課
密集市街地整備グループ

TEL.06(6208)9235

大阪市北区中之島1-3-20(大阪市役所7階)

生野区南部地区でのご相談・お問い合わせ

大阪市都市整備局
生野南部事務所

生野区南部地区外の
生野区内の
ご相談もお受けします

TEL.06(6717)8266

大阪市生野区勝山南3-1-19(生野区役所5階)

「大阪市狭あい道路拡幅促進整備事業」ホームページ

▶ <https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000006179.html>

※大阪市では、古い木造住宅等の解体や集合住宅等への建替えの際に利用できる補助制度があります。詳しくは大阪市ホームページをご確認ください。

